

## 国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学における評価体制に関する規程

平成16年4月1日  
規程第 6 号

## (趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学(以下「本学」という。)における教育研究活動等の状況に関する自己点検及び評価の実施体制並びに学外者による検証体制(以下「評価体制」という。)に関し必要な事項を定める。

## (評価会議)

第2条 国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学基本規則(平成16年基本規則第1号)第24条に規定する評価会議は、自己評価会議並びに全学外部評価会議及び研究科外部評価会議で構成する。

2 研究科外部評価会議は、情報科学研究科外部評価会議、バイオサイエンス研究科外部評価会議及び物質創成科学研究科外部評価会議とする。

## (自己評価会議)

第3条 自己評価会議は、教育、研究及び社会貢献活動並びに管理運営等について自己点検及び評価を行う。

2 自己評価会議は、次に掲げる委員で組織する。

(1) 学長

(2) 学長が指名する理事

(3) 各研究科長

(4) 各副研究科長

(5) その他学長が必要と認める者

3 前項第5号の委員の任期は、2年とし、再任されることができる。ただし、委員の在職する期間は、当該委員を指名する学長の在職する期間を限度とする。

4 自己評価会議に議長を置き、学長をもって充てる。

5 議長は、自己評価会議を主宰する。

6 議長に事故があるときは、あらかじめ議長が指名する理事が議長の職務を代行する。

7 自己評価会議は、委員の3分の2以上の出席がなければ、議事を開くことができない。

## (全学外部評価会議)

第4条 全学外部評価会議は、次に掲げる事項を行う。

(1) 大学全体の自己点検及び評価についての検証

- (2) 自己点検及び評価に関し、学長が指定する事項についての意見の申出
- 2 全学外部評価会議は、学長が委嘱する学外者で組織する。
- 3 前項の委員の任期は、2年とし、再任されることができる。ただし、委員の在職する期間は、当該委員を委嘱する学長の在職する期間を限度とする。
- 4 全学外部評価会議に議長を置き、学長が指名する委員をもって充てる。
- 5 議長は、全学外部評価会議を主宰する。
- 6 議長に事故があるときは、あらかじめ議長が指名する委員が議長の職務を代行する。

(研究科外部評価会議)

第5条 研究科外部評価会議は、次に掲げる事項を行う。

- (1) 研究科の自己点検及び評価についての検証
- (2) 自己点検及び評価に関し、研究科長が指定する事項についての意見の申出
- 2 各研究科外部評価会議は、各研究科長の推薦に基づき、学長が委嘱する学外者で組織する。
- 3 前項の委員の任期は、2年とし、再任されることができる。ただし、委員の在職する期間は、当該委員を委嘱する学長の在職する期間を限度とする。
- 4 各研究科外部評価会議に議長を置き、各研究科長が指名する委員をもって充てる
- 5 議長は、研究科外部評価会議を主宰する。
- 6 議長に事故があるときは、あらかじめ議長が指名する委員が議長の職務を代行する。

(専門部会)

第6条 評価会議にそれぞれ専門部会を置くことができる。

(雑則)

第7条 この規程に定めるもののほか、評価体制に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。